

○岩手県警察職員の任用に関する訓令

(昭和44年9月1日警察本部訓令第20号)

〔沿革〕 中略、平成15年2月警察本部訓令第4号、平成16年8月第18号、平成17年8月第17号、平成18年1月第1号、平成20年10月第19号、平成23年5月第4号、平成28年12月第22号、平成29年3月第8号改正

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

岩手県警察職員の任用に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察職員の任用に関する訓令

(趣旨)

第1条 岩手県警察の職員の任用に関しては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(警察官の採用)

第2条 警察官の採用は、岩手県警察官の採用試験に合格した者のうちから巡査の階級で採用するものとする。ただし、警察庁の警察官（皇宮護衛官を含む。）若しくは都道府県警察の警察官である者又はあった者については、選考によりその者の経歴に相当する階級以下の職で採用することができる。

(一般職員の採用)

第3条 警察官以外の職員（以下「一般職員」という。）の採用は、岩手県職員の採用試験に合格した者のうちから採用するものとする。ただし、試験に合格した者のうちから採用することが不相当であると認める職については、選考により採用することができる。

(警察官の階級の昇任)

第4条 警察官の階級の昇任は、昇任試験、昇任選抜考査及び昇任選考考査によるものとする。

(警察官の階級の昇任の特例)

第5条 次の各号のいずれかに該当する警察官は、前条の規定にかかわらず、特に昇任させることができる。この場合において第1号又は第2号に該当する者であって特に功労が認められる者は、2階級上位の階級まで昇任させることができる。

- (1) 生命をとして職務を遂行し、そのため死亡した場合又はその職務の遂行に堪えなくなって退職する者
- (2) 公務上の負傷又は疾病により、死亡した場合又はその職務の遂行に堪えなくなって退職する者
- (3) 20年以上勤務して退職する者で、在職中の勤務成績が著しく優良と認められる者
- (4) 年齢が50歳以上の者で、10年以上勤務して勸奨を受けて退職する者

2 前項の場合において、死亡した者に対する昇任は、その者の死亡した日以前にさかのぼって、これを行うものとする。

(昇任試験の種別)

第6条 第4条の規定による昇任試験の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警部昇任試験
- (2) 警部補昇任試験
- (3) 巡査部長昇任試験

(受験資格)

第7条 昇任試験は、次に掲げる資格要件を有する者でなければ受験することができない。

- (1) 警部昇任試験
警部補に4年以上在級している者
 - (2) 警部補昇任試験
ア 大学卒業者は、巡査部長に2年以上在級している者
イ その他の者は、巡査部長に3年以上在級している者
 - (3) 巡査部長昇任試験
ア 大学卒業者は、巡査に2年以上在級している者
イ その他の者は、巡査に5年以上在級している者
- 2 前項の期間の計算は、次に定めるところによるものとする。
- (1) 当該昇任試験の第一次試験を実施する日を基準日とする。
 - (2) 休職及び停職の期間は、在級年数に含めない。

(欠格事項)

第8条 前条の規定にかかわらず、試験期日前1年以内に減給以上の懲戒処分を受けている者は、昇任試験を受けることができない。

(試験の方法)

第9条 昇任試験は、第一次試験、第二次試験及び第三次試験とする。

- 2 第一次試験は多肢選択式による筆記試験、第二次試験は記述式による筆記試験、第三次試験は口述試験及び術科試験とする。
- 3 第二次試験は、第一次試験に合格した者について行う。ただし、別に定めるところにより第一次試験の免除を受けた者については、この限りでない。
- 4 第三次試験は、第二次試験に合格した者について行う。

(試験科目)

第10条 第一次試験、第二次試験及び第三次試験は、次の科目のうちから行う。

- (1) 多肢選択式による筆記試験
 - ア 基本法学
 - イ 警務一般
 - ウ 生活安全警察
 - エ 刑事警察
 - オ 交通警察
 - カ 警備警察
 - キ 社会常識
- (2) 記述式による筆記試験

- ア 憲法及び行政法
- イ 刑法及び刑事訴訟法
- ウ 警務一般
- エ 生活安全警察
- オ 刑事警察
- カ 交通警察
- キ 警備警察
- ク 管理論文

(3) 口述試験

- ア 警務一般
- イ 生活安全警察
- ウ 刑事警察
- エ 交通警察
- オ 警備警察

(4) 術科試験

- ア 点検
- イ 教練
- ウ 逮捕術
- エ 警備指揮

(昇任選抜考査及び昇任選考考査の種別)

第11条 第4条の規定による昇任選抜考査及び昇任選考考査の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 昇任選抜考査

- ア 警部昇任選抜考査
- イ 警部補昇任選抜考査
- ウ 巡査部長昇任選抜考査

(2) 昇任選考考査

- ア 警視昇任選考考査
- イ 警部昇任選考考査
- ウ 警部補昇任選考考査
- エ 巡査部長昇任選考考査

(受考資格)

第12条 昇任選抜考査は、次に掲げる資格要件を有する者でなければ受考することができない。

- (1) 第7条に規定する昇任試験の受験資格を有する者
- (2) 岩手県警察職員の人事評価に関する訓令（平成28年岩手県警察本部訓令第22号。以下「人事評価訓令」という。）に定める総合評価の全体評語が、直近3年間において、B以上の評価で、かつ、Aの評価が2以上の者

2 昇任選考考査は、次に掲げる資格要件を有する者でなければ受考することができない。

(1) 次の在級年数及び年齢に該当する者

警部昇任選考考査	警部補に10年以上在級し、かつ、年齢55歳以上の者
警部補昇任選考考査	巡査部長に10年以上在級し、かつ、年齢45歳以上の者
巡査部長昇任選考考査	巡査に15年（大学卒業者は11年）以上在級し、かつ、年齢37歳以上の者

(2) 人事評価訓令に定める総合評価の全体評語が、直近3年間において、C以上の評価で、かつ、B以上の評価が1以上の者

3 前項の期間の計算は、昇任選考考査を実施する年度の4月1日を基準日とし、在級年数には休職及び停職の期間を含めないものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、昇任選抜考査及び昇任選考考査を受考することができない。

(1) 昇任選抜考査又は昇任選考考査の実施日（専門科目考査又は論文考査を実施する日。以下「考査実施日」という。）から起算して過去1年以内に減給以上の懲戒処分を受けている者

(2) 考査実施日において、岩手県警察職員健康管理規程（昭和60年岩手県警察本部訓令第8号）に定める健康管理区分A（要療養）又はB（要軽業）に該当している者

5 警視昇任選考考査の受考資格は、別に定める。

（考査の方法）

第13条 昇任選抜考査は、筆記考査及び面接考査とし、筆記考査の科目は、管理論文、基本法学及び次の科目のうちから専門科目1つを選択するものとする。

- (1) 警務警察
- (2) 生活安全警察
- (3) 地域警察
- (4) 刑事警察
- (5) 交通警察
- (6) 警備警察

2 警視を除く階級の昇任選考考査は、筆記考査及び面接考査とし、筆記考査の科目は、管理論文及び基本法学とする。

3 警視昇任選考考査の方法は、別に定める。

（考査の実施方法等）

第14条 昇任選抜考査及び昇任選考考査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（一般職員の職の昇任）

第15条 一般職員のうち岩手県警察事務職員及び岩手県警察技術職員は、選考により昇任させることができる。

2 前項の昇任の職及び選考資格は、別表に定めるとおりとする。

3 選考の実施方法等に関し必要な事項は、別に定める。

（試験実施の通知）

第16条 昇任試験を実施しようとするときは、あらかじめ日時、場所及びその他試験実施に必要な事項を所属長に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた所属長は、速やかに受験資格を有する者に周知しなければならない。

(受験手続)

第17条 昇任試験を受けようとする者は、昇任試験受験申込書(様式第1号)を作成し、所属長にその旨申し出るものとする。

2 所属長は、前項の申し出を受けたときは、昇任試験受験者報告書(様式第2号)を作成し、本部長に報告しなければならない。

(昇任管理委員会の組織)

第18条 昇任管理を公正かつ円滑に行うため、警察本部に岩手県警察職員昇任管理委員会(以下「委員会」という。)をおく。

2 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

3 委員長は本部長がこれに当たる。

4 委員は、警察本部の部長、首席監察官、警察学校長及び警務課長の職にある者をもって充てる。

5 委員長は、必要により専門的技能を有する者を、委員の補助者として命ずることができる。

6 委員長は、委員を次条に定める委員会の任務に当たらせることに支障があると認めるときは、当該委員に代わる者を委員会に出席させるものとする。

7 委員長に事故があるときは、警務部長の職にある委員が、その職務を代理する。

8 委員会の事務は、警務部警務課において処理する。

(委員会の任務)

第19条 委員会は、昇任試験終了後、試験の成績に基づいて、合格候補者を選定し、本部長に報告するものとする。

2 前項の選定に当たっては、試験成績のほか、勤務成績、特殊技能、健康状態及び勤務年数等を考慮するものとする。

(合格者の決定)

第20条 本部長は、前条の合格候補者のうちから合格者を決定したときは、合格者名簿(様式第3号)を作成するものとする。

(合格者への通知)

第21条 本部長は、前条の合格者に対し、合格証書(様式第4号)を交付するものとする。

(合格の取消)

第22条 本部長は、昇任試験合格者が次の各号のいずれかに該当するときは、合格の取消しをすることができる。

(1) 昇任試験に際し、不正の行為があったことが発覚したとき。

(2) 合格決定後、減給以上の懲戒処分を受けたとき。

(降任)

第23条 警部補以上の階級にある警察官及び同相当の職にある一般職員であって、所属長以下の職にある者は、職員本人の申出により、その階級又は職を降任させることができる。

- 2 前項の規定により降任した職員の再度の昇任は妨げない。
- 3 降任及び再度の昇任の実施方法等に関し必要な事項は、別に定める。
(補則)

第24条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和44年10月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に行われた昇任試験又は昇任選考考査に合格している者は、この訓令の相当規定によって合格したものとみなす。
- 3 岩手県警察官任用規程（昭和29年岩手県警察本部訓令第14号）は、廃止する。

(中 略)

附 則（平成15年2月18日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月26日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成16年8月26日から施行する。

附 則（平成17年8月8日警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成17年8月8日から施行する。

附 則（平成18年1月12日警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成18年1月12日から施行する。

附 則（平成20年10月7日警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成20年10月7日から施行する。

附 則（平成23年5月17日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成28年12月16日警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月15日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第15条関係）

昇任の職		昇任選考資格	
主任級	主任	職員採用Ⅰ種(上級)試験採用者	2年以上勤続し、かつ、年齢25歳以上の者
		職員採用Ⅱ種(中級)試験採用者	4年以上勤続し、かつ、年齢25歳以上の者
		職員採用Ⅲ種(初級)試験採用者	6年以上勤続し、かつ、年齢25歳以上の者
級	専門研究員	1級11号給の職務の級を所定の昇給期間経過し、かつ、大学卒業後の経験年数が3年以上の者	
係長級	係長 主査 船長 機関長 主任専門研究員 主任保健師	主任級に5年以上在職し、かつ、年齢31歳以上の者	
	副主幹 (行政職給料表適用者に限る。)	係長級に7年以上在職し、かつ、年齢40歳以上の者	
課長補佐級	次長 副所長 課長補佐 隊長補佐 事務長 警察署課長 上席専門研究員	(1) 副主幹に在職している者 (2) 係長級に7年以上在職し、かつ、年齢40歳以上の者	
	主幹 (行政職給料表適用者に限る。)	課長補佐級に4年以上在職し、かつ、年齢48歳以上の者	
調査官級	調査官 科学捜査研究官	(1) 主幹に在職している者 (2) 課長補佐級に4年以上在職し、かつ、年齢48歳以上の者	

- 備考1 昇任選考資格の基準日は、当該昇任選考実施年度の4月1日とする。ただし、本部長が特に必要と認める場合は、本部長が指定する日を基準日とする。
- 2 基準日における勤続年数及び在職年数に1年未満の端数がある場合は、6月以上は1年とみなし、6月未満は切り捨てること。
- 3 人事交流による出向経歴を有する者については、その期間を通算すること。
- 4 休職及び停職の期間は、除算すること。

様式第1号 (第17条関係)

昇任試験受験申込書 (表)

		点検責任者等印		本部主管課点検責任者印	所属長確認印	所属点検責任者印(次長等)		
試験区分		1 警部昇任試験		2 警部補昇任試験		3 巡査部長昇任試験		
所属等	所属			ふりがな				
	係名			氏名				
	階級			(職員番号) ()				
	現階級昇任年月日	年	月	日	生年月日	年	月	日生
	採用年月日	年	月	日	(年齢)	(歳)		
学歴	学校名	学部名	学科名	期間	修学区分			
	(最終)			年 月 から 年 月 まで	修・卒・中退			
術科技能	種目	取得年月日	段位・級位	認定機関等名	※	※		
	柔道	年 月 日	段					
	剣道	年 月 日	段					
	逮捕術	年 月 日	級					
	拳銃	年 月 日	級					
	救急法	年 月 日	級					
実務直結の能力	種目	取得年月日	級位等	認定機関等名	※	※		
	鑑識技能	年 月 日						
	簿記	年 月 日						
	情報処理	年 月 日						
	語学	年 月 日						
		年 月 日						
	通信技能	年 月 日						
サイバー捜査	年 月 日							
表彰経歴	表彰年月日	功労の内容		表彰の種類	※	※		
	年 月 日							
	年 月 日							
	年 月 日							
	年 月 日							
	年 月 日							
休職歴	年 月 日 ~ 年 月 日							
健康状態	1 良 2 不良 ()							
上記のとおり相違ありません。								
年 月 日								
所属		階級		氏名		印		

記入上の注意

- 1 各欄は、該当する事項を○で囲み、又は必要事項を記入すること。
- 2 年齢は、昇任試験の第一次試験実施日現在の満年齢を記入すること。
- 3 巡査長たる巡査は、「階級」欄には「巡査長」と、「現階級昇任年月日」欄には巡査長への任用年月日を記入すること。
- 4 実務直結の能力の項中「鑑識技能」欄には、「総合上級」あるいは「写真と指掌紋の2科目上級」のように、科目と級位を明確に記入すること。
- 5 表彰経歴の記入は、巡査長たる巡査にあつては、巡査に採用された後に受賞した表彰で、第二次試験実施の日から起算して過去3年以内のものを記入すること。
- 6 術科技能及び実務直結の能力欄に記入した各種目で、受験申込書記入時点において所属長に資格取得等の届出を行っていないものについては、認定証等の写しを受験申込書に添付すること。
- 7 ※印欄は、記入しないこと。

裏面の「記入上の注意」に従って記入すること。

様式第2号（第17条関係）

第 年 月 日
 号

警察本部長 殿

所属長

印

警 部
 警 部 補 昇 任 試 験 受 験 者 報 告 書
 巡 査 部 長

1 現員数	① 警 部 補 巡 査 部 長 巡 査 (該当する階級を○で囲む。)	人
2 現員数①の内訳	② 受験資格（現階級在級年数）を 満たす者	人
	③ 受験資格（現階級在級年数）を 満たさない者	人
3 受験資格を 満たす者②の 内訳	④ 受験申込をする者	人
	⑤ 受験申込をしない者	人
4 受験申込を しない者⑤の 理由の内訳	⑥ 自己都合	人
	⑦ 欠格事由該当	人

注1 本様式は、受験階級別に作成すること。

2 昇任試験受験申込書を添付すること。

様式第4号（第21条関係）

合 格 証 書

(所属)	(氏名)
昇任試験に合格したことを証する	
年 月 日 岩手県警察本部長 印	